新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1. 新型コロナウイルス感染症について

(1) 経緯

令和元年 12 月以降 中国湖北省武漢市に居住する者を中心に原因不明の肺

炎が発生。

令和2年1月9日 中国が、原因が新型コロナウイルスによるものである

ことを報告。

1月16日 国内1例目の患者を確認、患者は武漢市からの渡航者。

1月31日 WHO(世界保健機関)が緊急理事会開催、公衆衛生

上の緊急事態を宣言。

2月1日 感染症法改正(指定感染症に指定)が施行。

(2) 現在の流行状況 (令和2年2月7日現在 厚生労働省発表)

中国本土: 患者数 31,161 人、うち死亡 636 人

中国本土外: 27 か国・地域で患者数 226 人、うち死亡 2 人

内)日本国内: 患者数 25 人、うち死亡 0 人

(武漢市からのチャーター便帰国者含む)

2. 区の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部

1月30日 第1回危機管理対策本部会議

<主な案件> ・新型コロナウイルス感染症の状況

・豊島区の体制、区民への周知

2月5日 第2回危機管理対策本部会議

<主な案件> ・相談、医療提供体制

・ 区民への周知

2月10日 第3回危機管理対策本部会議

<主な案件> ・現在の対応等について

議会への報告について

(2) 池袋保健所の相談体制

1月 池袋保健所健康推進課感染症グループで相談対応開始

1月31日 豊島区専門電話窓口を開設

2月7日 帰国者・接触者電話相談センターを併設(東京都と共同運営)

相談件数:236件(1月9日~2月10日15時時点)

(3) 学校・保育園等の対応

・区立小中学校、区立・私立幼稚園の対応 (文部科学省等からの通知に基づき対応を実施)

感染症対策の徹底、中国から帰国した児童生徒等への対応の徹底及び児童 生徒等の人権に十分に配慮すること等を指示

- 1月31日 校長・園長会にて説明
- 2月5日 アルコール消毒液の設置を確認
- ※私立小中学校・高校、私立専修学校(都所轄分)19校は、東京都にて対応。
 - ・保育園 (区立・私立) の対応 (厚生労働省等からの通知に基づき対応を実施)

子ども等に対し、現在の知見の下での適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように子どもの人権に十分配慮しながら、マスク着用を含む咳エチケットや手洗いの実施及びアルコール消毒液の設置等を区立 19 園、公設民営2 園、私立認可 62 園、地域型 29 園(居宅含む)、千早みゆき臨時保育所 1 園、認証保育所 7 園に通知。

- 2月5日 区立園長会にて説明
- 2月18日 私立園長会にて説明予定
- 2月21日 地域型保育事業者連絡会にて説明予定

(4) 区職員等の予防策

・全職員(一般職・非常勤・臨時) ヘマスク配布 計 10,504 枚(2月 10日現在)

部局ごとの配布枚数

政策経営部 307 枚・総務部(会計、選挙、監査、議会含む)224 枚 区民部 1,295 枚・文化商工部 363 枚・清掃環境部 144 枚 保健福祉部(保健所含む)1,538 枚・子ども家庭部 3,593 枚 都市整備部 940 枚・教育部(学校等含む)2,100 枚

- ・本庁舎及び各出先施設(図書館7館、区民ひろば25施設、地域文化創造館5館、子どもスキップ22施設、福祉作業所や生活実習所等)に消毒液を設置
- ・指定管理者及び委託事業者へ各主管課より感染症対策の徹底を要請。

3. 区民への情報発信等について

(1) 広報としま、ホームページ、SNS 等での情報発信

- ①広報としま 2月11日号「新型コロナウイルスに係る注意喚起」 2月21日号「帰国者・接触者相談センターの開設について」
- ②区ホームページ
 - 1月23日 新型コロナウイルス感染症に関する専用ページを開設 ※日本語のほか、自動翻訳機能により英語・中国語・韓国語で対応 2月7日 外国人向けのやさしい日本語ページを開設
- ③Twitter (2/7、2/10 発信)
- ④Facebook (2/7、2/10 投稿)
- ⑤としま scope の Facebook (2/7、2/10 掲載)
- ⑥安全安心メール(2/7、2/10発信)
- ⑦ご近所マチマチ(2/7、2/10発信)
- ⑧見る知るモバイル (2/10 発信)
- ⑨としまテレビ「冬の感染症に気を付けよう」コーナーで注意喚起(1/31)

(2) 周知用チラシの掲示

	本庁舎・出先施設等	町会掲示板	総計
①感染症対策の全体 を説明したもの	815 枚	1,402枚	2, 217 枚
②咳エチケットにポ イントを絞ったもの	557 枚		557 枚
③手洗いにポイント を絞ったもの	683 枚		683 枚
総計	2,055 枚	1,402枚	3,457枚

(3) 各関係団体等への周知

- 1月29日 旅館業営業者へ宿泊者の適切な受診に関する通知を郵送(215件)
- 1月30日 住宅宿泊事業者へ宿泊者の適切な受診に関する通知を郵送(402件)
- 2月期 区政連絡会
- 2月4日 留学生が多い日本語学校・専門学校等を対象とし説明会を開催 (25 校参加)
- 2月10日 環境衛生協会・衛生管理講習会(理美容・公衆浴場・宿泊施設等の衛生管理者対象)で説明(参加者30名)
- 2月12日 民生委員・児童委員協議会会長会で説明予定
- 2月18日 青少年育成委員会で説明予定

4. 関係機関等との連携について

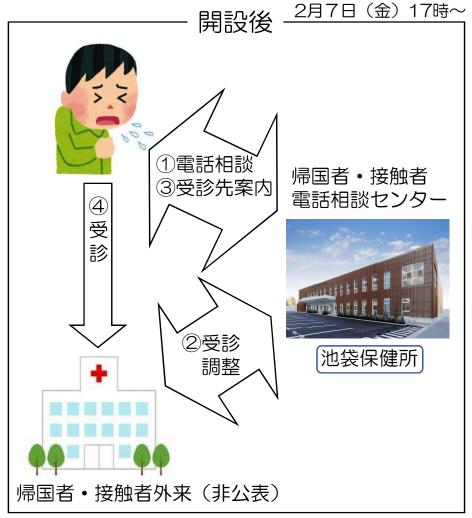
1月31日

豊島区医師会新型コロナウイルス関連肺炎対策会議にて情報共有。

常時、東京都及び特別区保健予防課長会・衛生主管部長会と情報共有。

帰国者・接触者電話相談センターの開設 別紙





帰国者・接触者電話相談センターの対象(1から3のいずれかに該当)

- 1. 発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- 2. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域(中華人民共和国 湖北省)に渡航又は居住していたもの
- 3. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域(中華人民共和国 湖北省)に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

帰国者・接触者相談センター

	受付時間	電話番号
豊島区帰国者・接触者電話相 談センター	平日:午前9時から午後5時	03-3987-4179
都・特別区・八王子市・町田 市合同電話相談センター	平日:午後5時から翌9時 土曜・日曜・祝日:終日	03-5320-4592

※豊島区帰国者・接触者相談センターは、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談にも対応します。

※厚生労働省及び東京都も新型コロナウイルスに関する一般的な電話相談窓口を開設しています。



新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、 「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方



・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

ก



流水でよく手をぬらした後、石けんを つけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。





指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など 人が集まるところでやろう



何もせずに 咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを 手でおさえる



マスクを着用する (□・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで □・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの看用



鼻と口の両方を 確実に覆う



ゴムひもを 耳にかける



隙間がないよう 鼻まで覆う





厚労省



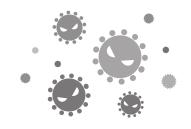
攻エチケッ

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、 「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかも しれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ·マスクを着用します。
- ·ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳エチケット 電車や職場、学校など

人が集まるところでやろう



マスクを着用する (□・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで □・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに 咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを 手でおさえる

正しいマスクの着用



鼻と口の両方を



💋 ゴムひもを 耳にかける



隙間がないよう 鼻まで覆う





厚労省







新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、 「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手 を洗います。

正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



指の間を洗います。



・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう



手の甲をのばすようにこすります。



親指と手のひらをねじり洗いします。



指先・爪の間を念入りにこすります。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、 清潔なタオルやペーパータオルで よく拭き取って乾かします。





厚労省



新型コロナウイルス感染症への対応について(区長発言)

予算特別委員会の冒頭、貴重なお時間をいただきましてありがとうご ざいます。新型コロナウイルス感染症につきましては、日々刻々と状況が 変化しておりますが、本日も、最新の状況や新たな対策について、いくつ かご報告をさせていただきます。

【区内における患者等の発生状況】

まず、区内における患者等の発生状況について、ご報告いたします。 昨日の朝、「ピーコックストア上池袋店」の従業員が新型コロナウイル スに感染し、同店が臨時休業していることを確認いたしました。

区は、昨日の午前に「危機管理対策本部」を開催し、店舗に職員を向かわせるとともに、患者の居住地の保健所とも連絡を取り合うなど、情報収集に取り組みました。10時30分には、「ピーコックストア」を統括するイオンマーケット株式会社の乾(いぬい)社長及び、取締役の荻野(おぎの)開発本部長が、区庁舎にお越しになり、直接、臨時休業に至った経緯について報告をいただきました。

その結果、当該従業員は、地方都市への訪問の際に感染したものであり、 「ピーコックストア上池袋店」が発生源ではないことを確認することが できました。 企業側は、昨日の午前中に店内消毒を実施しており、区としても、保健 所職員を派遣し、消毒・清掃等の状況について確認を行いました。また、 り患した従業員以外には、体調不良の従業員は確認されていないとのこ とでした。

当該患者の勤務状況や顧客との接触状況など、昨日までの情報をもとに考えますと、現時点では、当該店舗の利用者や従業員のなかには、濃厚接触者はいないものと判断しています。

当該店舗は、昨日の 14 時 35 分から営業を再開しているとの報告を受けていますが、引き続き区としても、必要な対応を続けてまいります。

次に、先週金曜日 6 日の夜に埼玉県が発表した、区内ライブハウスに 関する件でございます。

埼玉県の発表では、コロナウイルス感染症と診断された埼玉県在住の60代女性が、2月20日に池袋のライブハウスを利用していたとのことでした。

深夜ではありましが、その日のうちに、区の対策本部を開催し、埼玉県 の発表内容を確認するとともに、対応を検討いたしました。

様々な情報を確認したところ、埼玉県の発表には、いくつかの疑問点が ございました。 当該ライブハウスの利用日から、ウイルスの潜伏期間である 2 週間以上が経過しているにもかかわらず、他に発病者が確認されていないことから、ライブハウスで感染が起きた可能性は極めて低いと考えられます。

それにもかかわらず、このタイミングでライブハウスの場所や店名を 公表する必要性があったのか、また、正確な情報に基づく適切な判断をさ れたのか、理解に苦しむところであり、強い憤りを感じております。

今回の発表に関して、埼玉県からは、事前の連絡もなく、こうした埼玉県の対応に対して、風評被害防止、区内企業保護の観点から、厳重に抗議を行ったところです。

区といたしましては、保健所からライブハウスの経営者に連絡を行い、 念のため店内の消毒を行うこと、少しの間、営業について助言するととも に、土曜日に、職員を現地に派遣し、消毒状況の確認を行いました。

さらに、昨日の夜ですが、NHKは、同局が事務処理を委託している NHK営業サービス株式会社 関東支社 池袋営業所に勤めるパート従業 員の50代女性が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。

現在、池袋保健所が当該営業所と連絡を取り、事実関係や対応状況等を 確認しているところでございます。

【区の新たな対応策】

次に、新たな対応策についてご報告いたします。

先週、3月6日の夕刻ですが、「自民党豊島区議団」、「公明党豊島区議団」、「都民ファーストの会豊島区議団・民主の会」の皆様から、

学校休校への対応 及び <u>中小企業への支援強化</u>に関して、緊急要望をいただきました。

これを受けまして、土曜日に「危機管理対策本部」を開催し、各会派からいただいたご要望を総合的に検討し、具体的な対策を決定いたしました。

対策の一つ目は、「休校中の児童、生徒、保護者への支援」でございます。 具体的には3点ございまして、

まず、給食の食材発注を取りやめたことによるキャンセル料については、これを保護者の負担とせず、公費で負担することといたします。

また、学童クラブの児童を対象として、臨時的にではありますが、昼食 を提供することといたします。

さらに、就学援助の対象世帯に対して、休校期間中の昼食費用として、 児童・生徒一人につき、一日あたり 500 円を支給したいと考えています。

対策の二つ目は、「区内中小企業への支援強化」でございます。

多くの方が、不要不急の外出を控えていることなどから、区内中小企業 についても、売上が減少するなど、事業活動への影響が広がっています。 こうした状況を踏まえ、従来からの小企業融資について、追加で特例措置を実施いたします。

具体的には、当面 4 月 30 日までを期間として、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが落ち込んだ事業者に対し、保証料金を無料とするなどの融資制度の拡充を行います。

国としても、7日に新たな融資の方針を示していますが、その具体的な 実施内容等を見極めつつ、迅速に実施してまいります。

なお、以上 2 点の新たな対応策につきましては、この後、全議員の皆様に資料をお届けするとともに、本日付で公表したいと考えております。

教育委員会の対策については、学校や子どもスキップを通じて、保護者の皆様にご連絡するとともに、融資制度の拡充についても、関係団体等に ご連絡いたします。

今後も、区内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、区 民の皆様に冷静かつ適切な行動を呼びかけるとともに、区職員全員が一 丸となって、早急かつ的確に対応してまいります。

地域社会の安全・安心を守るため、議員の皆様とともに一致協力して、 今回の事態と向き合ってまいりたいと思いますので、ご協力をお願いい たします。

ご報告は以上でございます。ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1. 新型コロナウイルス感染症について

(1) 経緯

令和2年1月31日 WHO(世界保健機関)が公衆衛生上の緊急事態宣言

2月1日 指定感染症に指定(感染症法改正)

2月13日 政府が緊急対応策(第1弾)を発表

2月25日 政府が新型コロナウイルス感染症対策基本方針を発表

2月27日 安倍首相が、全国全ての小・中・高等学校等の3月2日 から春休みまでの臨時休業を要請

3月10日 政府が緊急対応策(第2弾)を発表

3月11日 WHO が「パンデミック」を表明

3月13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

(2) 現在の感染状況 (令和2年3月15日現在 厚生労働省発表)

国内: 患者数 780人、うち死亡 22人 (武漢市からのチャーター便帰国者含む)

国外:141 か国・地域で患者数 150,895 人、うち死亡 5,803 人

2. 区の対応について

(1) これまでの経過

令和2年1月

30 日 第1回 新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議

(以下、「本部会議」という。)

<主な案件>・新型コロナウイルス感染症の状況

・豊島区の体制、区民への周知

ホームページの注目情報に「新型コロナウイルス感染症」情報を掲載

31日 池袋保健所内に豊島区専門電話相談窓口を開設

校長・園長会にて感染症対策の徹底等について説明

全職員へのマスクの配布開始

本庁舎及び各出先施設へ消毒液を設置

令和2年2月

3日~ 区政連絡会にて感染症対策の徹底等について説明

5日 第2回 本部会議

<主な案件>・相談、医療提供体制

・区民への周知

区立保育園長会にて感染症対策の徹底等について説明

- 7日 外国人向けのやさしい日本語ページを開設 帰国者・接触者電話相談センターを開設(都と共同運営)
- 10 日 第 3 回 本部会議

<主な案件>・現在の対応等

- ・議会への報告
- 12日 議員協議会にて「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」報告 民生委員・児童委員協議会会長会にて感染症対策の徹底等について説明
- 14日 第4回 本部会議

<主な案件>・新型コロナウイルス感染症の状況

- ・ 感染予防の徹底
- 18日 第5回、第6回 本部会議 私立保育園長会にて感染症対策の徹底等について説明
- 19日 HPの掲載を「注目情報」から「緊急のお知らせ」に変更
- 21日 第7回 本部会議

<主な案件>2月、3月の区主催イベント等の原則中止を決定 地域型保育事業者連絡会にて感染症対策の徹底等について説明

25日 第8回、第9回 本部会議

<主な案件>・イベント等の延期・中止状況

28 日 第 10 回、第 11 回 本部会議

<主な案件>・区立小・中学校臨時休校(3/2~4/5)を決定

- ・保育園、福祉施設等の対応
- ・企業相談窓口の設置
- ・イベントの中止などの対応
- ・ 外郭団体の対応

臨時校長・園長会の開催(区立小・中学校等の休校について) 中小企業等の特別窓口を設置

29 日 第 12 回 本部会議

<主な案件>・区施設の休館及びサービス一部休止(3/2~3/15)を決定

・区立小・中学校等の休校に関する対応策等

ホームページを「通常」モードから「中規模災害」モードに変更

令和2年3月

2日~ 区施設の休館及びサービス一部休止 区立小・中学校臨時休校 (~4/5)

4 日 第 13 回 本部会議

<主な案件>・学童保育の現状

- ・区民サービス・業務等への影響等
- ・施設休館等に伴うキャンセル料
- 5日 区立小・中学校登校日(休業中における自宅学習、生活等について説明)
- 6日 第14回 本部会議

7日 第15回 本部会議

<主な案件>・区内中小企業への支援強化

・休校中の児童、生徒、保護者への支援

区立保育園卒園式(12園)

区内1店舗が従業員1名の感染を発表

- 8日 区内1事業所が従業員1名の感染を発表 第16回 本部会議
- 9日 区内1事業所が利用者1名の感染を発表 第17回 本部会議
- 11 日 第 18 回 本部会議

<主な案件>・区施設の休館及びサービス一部休止の延期(3/31 まで) を決定

・休校中の児童、生徒、保護者への対応等

- 12 日 小企業融資を拡充
- 13 日 学童クラブ (22 施設) で臨時昼食 (カレーライス) を提供
- 14日 区立保育園卒園式 (7園)
- 18日(予定)区立幼稚園卒園式
- 19日(予定)区立中学校卒業式
- 25 日 (予定) 区立小学校卒業式

(2) 帰国者・接触者電話相談センター相談件数 (3月13日時点)

	一般からの相談	医療機関からの相談	計
1月	108	20	128
2月	674	51	725
3 月	690	29	719
計	1, 472	100	1, 572

※1月当初 池袋保健所健康推進課で相談対応開始

1/31~ 豊島区専門電話相談を開設(池袋保健所内)

2/7~ 帰国者・接触者電話相談センターを併設(東京都と共同運営)

(3) イベント等の開催等状況 (3月13日時点)

	2月		3月			4月			
開催	延期	中止	開催	延期	中止	検討中	開催	中止	検討中
4	3	21	35	12	126	5	23	3	46
計	- 28 事	業	計 178 事業			言	十72事	業	

(4) 中小企業等の特別窓口相談件数(3月13日時点)

	2/28	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	計
窓口	0	1	19	14	17	24	30	31	21	31	19	207
電話	16	26	22	24	32	24	37	33	44	51	52	361
計	16	27	41	38	49	48	67	64	65	82	71	568

(5) 施設の休館及び一部サービスの休止状況

全館休館とする施設	
区民ひろば (25 施設)	雑司が谷案内処
区民集会室(31施設)	地域文化創造館(5 施設)※南大塚ホール除く
地域活動交流センター	みらい館大明
ふるさと千川館	体育施設(9施設)
熊谷守一美術館	高田介護予防センター
郷土資料館	東池袋フレイル対策センター
雑司が谷旧宣教師館	ほほえみクラブ室、長崎シニア活動室
鈴木信太郎記念館	中高生センタージャンプ(東池袋・長崎)
トキワ荘通りお休み処	豊島ふくろう・みみずく資料館

一部サービスを休止する施設(かっこ内=休止サービス)

としま区民センター (パパママ☆スポット)

区民相談コーナー (各種専門相談)

男女平等推進センター(研修室、図書の貸出、保育室など)

東西区民事務所(会議室の貸出)

区立図書館(7館)(資料閲覧、座席・PC利用席、コピー機など)

としま産業振興プラザ(体育室)

心身障害者福祉センター(会議室、調理室、音楽室)

子ども家庭支援センター (親子遊び広場)

住宅、不動産相談

目白庭園 (赤鳥庵の利用)

教育センター(日本語指導教室、適応指導教室)

南池袋斎場(各日一式場に制限)

(6) 学童クラブ、校庭開放の利用状況

	学童クラブ (22 施設)	校庭開放(21 施設)
3/2	966 人(21 人)	0人
3/3	991 人(27 人)	782 人
3/4	972 人(29 人)	8人
3/5	934 人(27 人)	1,280 人
3/6	978 人(33 人)	1,251 人
3/7	97人 (7人)	1,239 人
3/8	休	112 人
3/9	988 人(31 人)	1,154 人
3/10	962 人(29 人)	0人
3/11	971 人(30 人)	1,288 人
3/12	1,011 人 (32 人)	1,414 人
3/13	1,148人(42人)	1,347 人
3/14	95 人 (7 人)	0人
3/15	休	1,522 人

※()内は臨時的利用者

新型コロナウイルス感染症への対応について(区長発言)

【はじめに】

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、4月7日、安倍首相から、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言が、東京都を含む7都府県を対象に5月6日まで発令されました。

これに伴い、今月の10日には東京都からも具体的な指針が示され、翌11日より実行されております。

4月12日現在の豊島区の感染者数は49人、東京都全体では2,000人を超えています。先週1週間の感染者数は、その1週間前と比較すると、約2倍に増えているという大変厳しい状況下にあります。

現在、わが国は「戦後最大の危機」に直面しており、豊島 区も国や東京都と緊密な連携のもと、新型コロナウイルスと いう「見えざる敵」と戦わなければなりません。 こうしたなか、3月末以降、区議会各会派から区民生活等 への影響を踏まえた多岐にわたる緊急要望をいただきまし た。

自由民主党豊島区議団、公明党豊島区議団、都民ファーストの会豊島区議団・民主の会、日本共産党豊島区議団、立憲民主党としま、無所属の会の各会派からいただきましたご要望につきましては、一つひとつ効果的な実施に努めております。

一部、さらに検討を要する項目もございますが、ほとんど の項目は、これまでの対応のなかに反映できているものと考 えています。

この難局に的確に対応し、区民生活を守り抜いていくためには、区議会との連携が重要でございます。

現在、区の対策本部には、磯議長、島村副議長にも本部員としてご出席をいただいております。今後とも、区議会の皆様との情報共有に努めるとともに、引き続き様々な角度からご指摘・ご要望をいただきますようお願いを申し上げます。

【豊島区の取り組み】

ここからは、これまでの区としての主な対応について、ご報告いたします。区ではこれまでに24回、対策本部を開催し、様々な取り組みを行ってまいりました。

1. 区立小・中学校、幼稚園における対応

はじめに、区立小・中学校、幼稚園における対応でございます。本区においても、3月2日から区立小・中学校は5月6日までの予定で臨時休校としております。

子ども達や保護者への影響を少しでも緩和するため、区では、学童クラブでの臨時昼食の提供や給食食材キャンセル料の公費負担、就学援助対象世帯に対する支援を行ってまいりました。当初は、4月7日からの授業再開に向けて、豊島区方式として、休校中でも3日に1回登校日を設け、休校中の指導や給食を予定しておりました。

しかし、政府の緊急事態宣言を受け、より一層の感染拡大 防止策が必要と判断し、やむを得ず、給食や学童クラブ、校 庭開放は中止することにいたしました。 ただし、学童クラブについては、医療従事者等、社会機能維持に必要な職種の方に加え、個々のご家庭の事情により保育が必要な場合には、これまでと同様の内容で受け入れを行っており、約300名の方にご利用いただいております。

区立幼稚園についても、10 日より休園としていますが、 学童クラブと同様、必要な方々の受入れは実施しております。

なお、臨時休校中は、学校から子供たちに電話連絡や家庭 訪問により、家庭での生活や学習の状況を確認しております。

しかし、休校が続く中で生活リズムの乱れや長時間ゲーム をするなど様々な課題が出てきております。

こうした状況を改善していくためには、ICT機器を活用した対策が有効であると考えております。教材等の配付や子供たちの健康チェックまた先生と子供たちとのコミュニケーションツールとしての活用など、子供たちの心と体の健康を守り、学びの機会を保障していくためにも早急に検討してまいります。

4月21日からは「としまテレビ」の協力をいただき、「と しま子供応援便り」を放映いたします。区立幼稚園、小学校、 教育センター、図書館からの元気あふれる応援動画です。現 在作成中で、子供だけでなく多くの方に元気をお届けできる 内容になっていると聞いております。是非ご覧ください。

2. 保育園における対応

続いて保育園における対応でございますが、区内すべての 認可保育園を 4 月 10 日から 5 月 6 日まで臨時休園といたし ました。

ただし、区立保育園 19 園と協力いただいた私立保育園に おいて応急保育を実施しており、4 月 14 日現在で、600 人 を超える申請をいただいております。

学童クラブと同様に、個々のご家庭の事情により、ご自宅での保育が難しい場合には、柔軟に対応することとしております。なお、応急保育の預かり時間については、当初は9時から17時までとしておりましたが、本日より通常保育同様の7時15分から18時15分といたしました。

また、保育料については 4 月 9 日までの登園自粛要請期間は、日割り計算としておりましたが、保護者の皆さんのご負担を軽減するために、臨時休園期間については無料としております。

4月入園に伴う育児休業からの復職につきましても、申請により6月1日まで延長可能とし、できる限りの措置を講じているところです。

3. 保健所における対応

次に、保健所における対応といたしましては、1月当初より相談対応を開始し、2月7日からは東京都と共同で運営している 24 時間体制の「帰国者・接触者電話相談センター」において区民の皆さんや医療機関等からの相談にお答えしております。

保健所は区民の皆さんの命と健康を守る 砦 であり、これまでの豊島区での相談件数は約4,000 件にのぼります。

そこで、4月より保健所内に「新型コロナ対策室」を設置いたしました。業務種別ごとの班を編成し、東京都や他部署

からの応援職員 11 人を含め、20 人体制で、機能の充実を図っております。

また、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携においても 情報連絡会の場で最新の知見や状況を共有しております。

4. 中小企業等への支援について

新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請等により、経済活動が冷え込み、経営危機に瀕している中小企業等の支援は喫緊の課題であります。

3月12日より、区独自に、小企業融資の特例措置を拡充 いたしました。

庁舎 7 階の生活産業課内に設置している「としまビジネスサポートセンター」において、資金繰りや経営に関する相談を実施するとともに、国や東京都の融資制度も含めた事業者に見合った融資制度の提供・紹介を行っております。

これまでに約3,000件の相談を受け、融資認定は、国の制度利用も含めますと800件を超えております。

また、テイクアウトや出前サービスなどを開始した区内飲

食店を応援するため、「豊島区テイクアウト・出前OK店舗 リスト」の作成を進めており、4月24日に豊島区商店街連 合会のホームページにおいて公開を予定しております。

5. 生活困窮者支援について

生活困窮に関する相談も急増しております。庁舎 4 階の福祉総務課内に設置した「くらし・しごと相談支援センター」に寄せられる相談件数は、例年月平均 100 件ほどですが、今月は 10 日間で 172 件の相談が寄せられています。

また、社会福祉協議会による、「緊急小口・総合支援資金」 の貸付では、これまでに約1,300件の相談、300件を超える 申請をいただいております。

申請の急増に対応するため、社会福祉協議会では 8 人体制の特別対策課を設置し、窓口を従前の 4 つから 8 つに増やすとともに、CSW(コミュニティー・ソーシャルワーカー)に兼務発令を行い対応しております。

10日に東京都が発表した休業要請により、ネットカフェも対象となりました。報道によるとネットカフェ宿泊者は都内で4,000人との推計もあります。

繁華街を抱え、ネットカフェが多く存在する本区においては、東京都からの要請により 11、12 日の土日にセンタースクエアにおいて特別相談窓口を開設しました。区内では 5 か所のホテル、合計 330 室を都が確保しています。2 日間の案内は合計 13 件に留まっており、今後も「くらし・しごと相談支援センター」において相談を受け付け、引き続き対応しております。

また、高齢者福祉サービスについても、区内8か所の高齢 者総合相談センターにおいて、電話相談を中心にしつつ、必 要に応じて、見守りや訪問相談を実施しております。

その他、特別養護老人ホームや介護事業所、障害福祉サービスについては、目白・駒込施設および「福祉ホームさくらんぼ」をはじめ、民間のサービス事業所においても、感染防止対策を強化しつつ、事業の継続に努めております。

6. 総合的な相談体制の整備について

区民の皆さんから寄せられる相談に対応するため、総合的 な相談体制の整備にも努めております。

4月13日からは、各種相談内容について適切な担当窓口に案内できるよう、相談内容を集約し、ホームページで公表するとともに、多岐にわたる支援や取組みをご案内する相談窓口と専用ダイヤルを設置しております。

7. 区主催イベント等の中止及び延期について

8. 区施設の休館及びサービスの一部休止について

次にイベント等の中止や区施設の休館等について申し上 げます。

感染拡大を防止するため、2月から区主催イベント等については原則として中止もしくは延期しております。

東アジア文化都市という国家的プロジェクトの大成功を 経て、「国際アート・カルチャー都市」としての魅力を国内 外にアピールする舞台が整ったこの時期に、このような措置 を取らざるをえないのは、まさに断腸の思いです。

東京建物ブリリアホールでの「新 陽だまりの樹」など各種の講演の中止、アニメの聖地であるトキワ荘マンガミュージアムのオープン延期、IKEBUSの運休など、これまでに 250 を超えるイベント等を中止もしくは延期しなければなりませんでした。

また、2月から青少年問題協議会や住宅対策審議会、消防 団運営委員会などの審議会等、多くの会議も中止や延期とし ています。

区政連絡会や防災訓練、合同民生委員・児童委員協議会等も中止したことにより、区民の皆さんとのコミュニケーションの場が失われていることは、区民と共に区政を運営している豊島区にとって大きな痛手であります。

これまで1年345日開庁を続けてきた本庁舎についても、 緊急事態宣言の期間中に限り、土日窓口を休止することとい たしました。

また、区民ひろばや区民集会室、としま区民センター、地域文化創造館、図書館、介護予防センター等の各種施設につ

いても、休館及びサービスを一部休止としております。

このような決断をせざるを得なかったことは大変残念で すが、区民の皆さんのご理解をいただきながら、この難局を 乗り越えていきたいと考えております。

9. 情報発信の強化について

次に情報発信の強化について申し上げます。

現在、区内の感染者数をホームページで毎日公表しております。一層の注意喚起を図るため、そして、爆発的な感染拡大と医療崩壊を回避するため公表しているものですが、感染者の方の年齢やお住まいの地域などの情報は、人権尊重と個人情報保護の観点から公表は控えております。

さらに、広報としまやホームページ、ツイッター、フェイスブック、防災行政無線や青色パトなど複数のツールを活用し、迅速かつ漏れのない情報発信に努めております。

区内にお住いの外国籍の方にもしっかりと情報が伝達で きるよう、ホームページで外国人向けのやさしい日本語ペー ジを開設しております。

10. 職員の感染予防対策について

次に、職員の感染予防対策について申し上げます。

私は、当初から、区民の皆さんを守ることはもちろんのこと、職員から感染者を出さない、職員の健康を守ることも行政のトップとして取り組んでいかなければならないと考えて行動してまいりました。

窓口職員のマスク着用や消毒液の設置はもちろんのこと、 時差勤務によるオフピーク通勤の徹底やテレワークの積極 的活用、残業の原則禁止等により行政が機能不全とならない ためのあらゆる方策を引き続き進めてまいります。

今後も万全の体制で臨めるよう、現在、積極的な対策に必要となる補正予算についても検討に着手しております。

【最後に】

まだまだ、先の情勢が見通せない状況での外出自粛や行政 サービスの縮小など、日常生活においてご不便をおかけする こともあるかと思います。

しかし、一日でも早い収束のためには、今できることはすべてやるという強い決意のもと、先手先手で対策を講じていく必要があります。

区民の皆さんの命と健康を守り、この難局を乗り越えた先にある、さらに豊かな豊島区の未来のために全力で取り組んでまいります。

また、感染リスクにさらされながら、日々最前線で働く医療従事者の皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。

議員の皆様におかれましても、引き続きのご理解・ご協力 をお願いいたします。

私からは以上でございます。貴重なお時間ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症に係る区の対応について

1. 新型コロナウイルス感染症について

(1) 経緯

令和 2 年 1 月 31 日 WHO (世界保健機関) が公衆衛生上の緊急事態宣言

2月1日 指定感染症に指定(感染症法改正)

2月13日 政府が緊急対応策(第1弾)を発表

2月25日 政府が新型コロナウイルス感染症対策基本方針を発表

2月27日 安倍首相が、全国全ての小・中・高等学校等の3月2日 から春休みまでの臨時休業を要請

3月10日 政府が緊急対応策(第2弾)を発表

3月11日 WHOが「パンデミック」を表明

3月13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

3月26日 政府及び東京都新型コロナウイルス感染症対策本部開設

4月1日 東京都が都立学校の休校を5月6日まで延長

4月7日 政府が緊急事態を宣言

4月10日 東京都が緊急事態措置等を発表

(2) 区内感染者数

3/7 区内 1 店舗が従業員 1 名の感染を発表

3/8 区内1事業所が従業員1名の感染を発表

3/10 区内1事業所が利用者1名の感染を発表

4/1 東京都が区市町村別患者数を発表

4月1日より区内での感染者数をホームページにて公表。 感染者の年齢や在住地域などは、人権尊重と個人情報保護の観点から非公表。

(4月12日時点 東京都発表)

日付	累計
4/1 時点	10 人
4/2 時点	13 人
4/3 時点	14 人
4/4 時点	17 人
4/5 時点	20 人
4/6 時点	20 人

日付	累計
4/7 時点	27 人
4/8 時点	31 人
4/9 時点	39 人
4/10 時点	45 人
4/11 時点	49 人
4/12 時点	49 人

2. 区の対応について

1/30~新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議開催(計 20 回) 特措法により、3/26~新型コロナウイルス感染症対策本部開催(計 4 回)

(1) 区立小・中学校等における対応

- 2/28 区立小・中学校の臨時休校(3/2~4/5)を決定、通知
- 3/13.23 学童クラブ(22 施設)で臨時昼食(カレーライス)を提供
- 3/17 就学援助対象世帯に対する支援(休校期間中の昼食費支援)を 実施することを保護者へ通知
- 3/30 給食食材キャンセル料の公費負担にすることを通知
- 4/2 区立小・中学校の臨時休校を 5/6 まで延長を決定、通知 (※3 日に 1 回の登校を設け休校中の指導、給食を実施予定)
- 4/7 区立小学校は 4/7~5/6、区立中学校は 4/8~5/6 の臨時休業を決定及び 通知。ただし、期間中に各学年 1 回、連絡日を設ける。(従前の 3 日に 1 回の登校は行なわず、給食や校庭開放も実施しない) 区立幼稚園、学童クラブは 4/10 から休止。医療従事者等、社会機能 維持に必要な職種の方に加え、個々のご家庭の事情により保育が必 要な場合には対応。

(2) 区立保育園における対応

- 4/1 4月入園に伴う育児休業からの復職について申請により 6/1 まで延長 可能とする通知を 4/1 に送付、保育所利用者に登園自粛の協力依頼 通知を 4/2 に送付
- 4/7 区内全認可保育園は 4/10~5/6 まで臨時休業とする通知を送付。 医療従事者等、社会機能維持に必要な職種の方に加え、個々のご家庭 の事情により保育が必要な場合には対応。
- 4/13 応急保育の預かり時間拡大 (9:00~17:00 → 7:15~18:15)

(3) 保健所における対応

- ※1 月当初 池袋保健所健康推進課で相談対応開始
 - 1/31 豊島区専門電話相談を開設 (池袋保健所内) 豊島区医師会新型コロナウイルス関連肺炎対策会議にて情報共有
 - 2/7 帰国者・接触者電話相談センターを併設(東京都と共同運営)
 - 4/1 新型コロナウイルス感染症対策三師会等情報連絡会にて情報共有
 - 4/13 保健所内に新型コロナ対策室(電話相談班、検査・入院調整班、疫学調査・健康観察班)を設置及び運用開始。都や他部署からの応援を受け 20 名体制とした。

帰国者・接触者電話相談センター相談件数

	(4	月	13	B	時	点)
--	----	---	----	---	---	---	---

	一般からの相談	医療機関からの相談	計
1月	108	20	128
2月	674	51	725
3 月	1,588	66	1,654
4 月	1,289	50	1,339
計	3,659	187	3,846

(4) 中小企業等への支援について

- 2/28 新型コロナウイルスに関する中小企業等の特別相談窓口を設置
- 3/12 小企業融資を拡充

中小企業等の特別相談窓口相談件数 (4月13日時点)

	窓口での相談	電話での相談	計
2月	0	16	16
3 月	713	778	1,491
4 月	745	710	1,455
計	1,458	1,504	2,962

(5) 生活困窮者支援について

- 特別区民税・都民税申告書受付期間の延長を決定 (令和2年3月16日(月)まで \rightarrow 令和2年4月16日(木)まで)
- 3/24 地方税法による徴収の猶予、申請による換価の猶予を実施 健康保険法による保険料等の徴収金の納期限延長及び納付猶予を実施
- 3/25 社協にて緊急小口・総合支援資金貸付相談窓口を開設 4/9 から窓口を 4 つから 8 つに増やし、CSWを配置し対応

緊急小口・総合支援資金貸付相談件数 (4月13日時点)

受付日	相談	申請
3 月	310	65
4 月	952	220
計	1,262	299

4/11 インターネットカフェの休業要請に伴う宿泊場所確保相談窓口を開設 ※代替の宿泊施設として、区内ホテルの330室(5か所)を確保 4/11・12 はセンタースクエアにて実施(対応件数: 13 件) 4/13 より豊島区くらし・しごと相談支援センター(本庁舎 4F)で実施

(6) 総合的な相談体制の整備について

- 4/13 ①新型コロナウイルス感染症に関する各種相談内容について適切に担当窓口を案内できるように、相談内容を一元的に集約し、区ホームページに掲載
 - ②新型コロナウイルスに関する区の支援や取り組みをご案内する相談窓口を4階に設置するとともに、専用回線による区民相談コールセンターを開設(03-4566-2466)

(7) イベント等の開催等状況

2/21 2月、3月の区主催イベント等の原則中止を決定 (青少年問題協議会、区政連絡会、合同民生委員会児童委員協議会、 防災訓練、住宅対策協議会、国際アート・カルチャー特命大使総会等)

4/7 区主催イベント等について引き続き原則中止・延期を決定

区主催イベント等の開催状況

(4月15日時点)

	2月			3 月			4	月	
開催	延期	中止	開催	延期	中止	開催	延期	中止	検討中
4	3	21	35	12	131	7	18	73	6
計 28 事業		計 178 事業		計 104 事業					

(8) 施設の休館及び一部サービスの休止状況

- 2/29 区施設の休館及びサービス一部休止(3/2~3/15)を決定
- 3/11 区施設の休館及びサービス一部休止の延期(3/31まで)を決定
- 3/25 ジャンプと子ども家庭支援センター親子遊びひろばについて、4/6 からの再開を決定
- 3/26 区施設の休館及びサービスの一部休止について、4/12 までの延長を 決定
- 3/27 IKEBUS の一部運休及び減便を決定(期間: 3/28~4/12)
- 4/2 IKEBUS の全便運休を決定(期間: 4/4~4/30)
- 4/7 区の一部施設の休館及びサービスの一部休止期間を 5/6 まで延長を 決定。4/6 より再開していた中高生センタージャンプ、子ども家庭支援 センター親子遊びひろば、教育センター(日本語指導教室、適応指導教 室)についても 4/8 から 5/6 まで休館とすることを決定。

開館していた施設(区民センター、イケビズ、あうるすぽっと、南大塚ホール、東京建物 BrilliaHALL、南池袋公園、池袋西口公園野外劇場)も 5/6 まで休館とすることを決定。(池袋西口公園野外劇場は 5 月末まで休館)

※納付済みの利用料はすべて返還

(年月10日時点)				
全館休館とする施設及び全休するサービス				
区民ひろば(25 施設)	体育施設(9施設)			
区民集会室(31施設)	地域文化創造館(5施設)			
地域活動交流センター	高田介護予防センター			
ふるさと千川館	東池袋フレイル対策センター			
としま区民センター	ほほえみクラブ室、長崎シニア活動室			
舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)	豊島ふくろう・みみずく資料館			
芸術文化劇場(東京建物 BrilliaHALL)	プレーパーク			
池袋西口公園野外劇場	図書館(7館)、雑司が谷図書貸出コーナー			
熊谷守一美術館	※点字図書館のみ一部サービスの電話・郵送対応実施			
郷土資料館	南池袋公園			
雑司が谷旧宣教師館	ふるさと千川ひろば			
鈴木信太郎記念館	AIDS 知ろう館			
トキワ荘通りお休み処	鬼子母神 plus			
南大塚ホール	豊島リサイクルセンター			
雑司が谷案内処	IKEBUS			
としま産業振興プラザ (IKE - Biz)	山中湖秀山荘			
みらい館大明	猪苗代四季の里			
一部サービスを休止する施設(かっこ内=休止サービス)				
中高生センタージャンプ(施設休館 ※ただし電話やメールでの相談可)				
区民相談コーナー(各種専門相談)				
男女平等推進センター(研修室、図書の貸出、保育室など)				
東西区民事務所(会議室の貸出、グランドの利用)				
心身障害者福祉センター(会議室、調理室、音楽室)				
住宅・不動産相談				
目白庭園(赤鳥庵の利用)				
南池袋斎場(各日一式場に制限)				
公園(カフェ、運動場、多目的広場など)				

(9) 情報発信・関係機関への説明等について

開催日	会議名(情報発信媒体)	内容
1/31	(豊島区 HP)	注目情報に新型コロナウイルス感染症情報を
		掲載
2/3~	区政連絡会	感染症対策の徹底等
2/5	区立保育園長会	感染症対策の徹底等
2/7	(豊島区 HP)	外国人に向けのやさしい日本語ページを開設
2/12	議員協議会	新型コロナウイルス感染症に係る対応
2/12	民生委員•児童委員協議会	感染症対策の徹底等
	会長会	
2/18	私立保育園長会	感染症対策の徹底等

※逐次、広報としまや HP、ツイッター、フェイスブックなどで情報発信

(10) 職員の感染予防対策の強化について

- ①職員へ時差勤務によるオフピーク通勤の徹底
- ②テレワークの積極利用(各課2割以上の職員利用)
- ③超過勤務の原則禁止による感染予防対策強化
- ④職員に感染が確認された場合の庁内連絡及び対応手順の整備

(11) 第二回定例会での補正予算について

- 4/1 新型コロナウイルスに関する補正案件を各部署に調査
- 6/16 第二回定例会(初日)

(12) マスク配布、消毒液設置の状況

- 1/31 本庁舎及び各出先施設へ消毒液 100 本を設置
- 3/9~ マスクを順次配布(下図参照)

【マスク受領数等】

	<u> </u>			
受領日	提供元	数量	提供先	
3/9	東京都	1,000	居宅介護事業所等	
3/11	東京都	1,400	区立幼稚園	
3/17	【寄付】(個人)	65	職員配布用	
3/17	【寄付】	5,000	介護通所事業所	
	医療法人社団 友伸曾	5,000	介護訪問事業所	
3/18	【寄付】個人	1,500	障害児放課後サービス施設	
3/26	東京都	2 600	区立幼稚園・小中学校	
	米水仰	3,600	学童クラブ	
3/26	東京都	11,000	特養、老健、グループホーム	
	米 尔印		介護訪問事業所	
3/26	東京都	3,500	障害児放課後サービス施設	
	米		学童クラブ、障害者通所サービス	
3/26	東京都	9,500	保育所	
3/26	【寄付】	 8,500 障害者通所サービス、職員面		
	株式会社 中越	0,000	「「「「「「「「」」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「」」 「「」	
3/27	【寄付】	45,000	医療機関、介護訪問所、障害児放	
	医療法人社団 友伸曾	40,000	課後サービス施設、職員配布用	
4/7	【寄付】	10,000	調整中	
	株式会社 興和商会	10,000	ᄤᆂᅮ	
4/7	【寄付】	20,000	調整中	
	株式会社 日虹	20,000	ᄤᆂᅮ	
4/13	【寄付】	10,000	調整中	
	株式会社テーケー	10,000	刚走丁	
合計		130,065		
		100,000		

(13) 東京都への要望

- 3/6 新型コロナウイルス感染症対策に関する 11 分野(保健衛生、消毒液・マスク、検査、産業、福祉、観光、情報提供、財政、国への要請、学校・教育、その他) を意見・要望
- 4/7 新型コロナウイルス感染症対策に関する5分野(産業・経済、学校・ 教育、都への緊急要望、国への緊急要望、その他)を意見・要望

新型コロナウイルス感染症に関する よくある問い合わせ一覧

■健康面の窓口■

〇帰国者・接触者電話相談センター

【豊島区】☎03-3987-4179(平日午前9時~午後5時)

【東京都】☎03-5320-4592 (平日午後5時~翌朝9時、土日祝日は終日)

〇日本語、英語、中国語、韓国語による相談

☎0570-550571 (ナビダイヤル) (午前9時~午後9時、土日祝日実施)

○聴覚障害のある方などからの相談

FAX. 03-5388-1396

■健康面以外の窓口■

【豊島区】

○新型コロナウイルスに関する区民相談

専用ダイヤル 203-4566-2466

(平日午前8時30分から午後5時まで)

相談窓口

本庁舎4階区民相談コーナー

電話相談ができない場合等、どうしても対面がご希望の方 (平日午前8時30分から午後5時まで)

区民相談課 庶務・相談グループ ☎03-3981-4164

【東京都】

○東京都緊急事態措置相談センター

☎03-5388-0567 (毎日午前9時から午後7時)

粤島区

新型コロナウイルス感染症に関するよくある問合せ一覧

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の相談窓口や予防について	3
(1) 区民の問い合わせに関すること	3
2. 区民のかたへ	4
(1)給付金に関すること	4
(2)仕事、手当、家計に関すること	4
(3)住民税等の徴収猶予を含めた納付相談に関すること	5
(4)高齢者の相談等に関すること	5
(5) ひとり親に関すること	6
(6)小学校等の臨時休業に対応する保護者支援に関すること	6
(7) 住宅に関すること	6
(8)消費生活相談に関すること	7
(9)がん検診に関すること	7
3. 事業者のかたへ	7
(1)給付金に関すること	7
(2)融資、小規模事業者への持続化補助に関すること	8
(3)事業所の消毒に関すること	9
4. 区立小中学校・保育所等における対応	9
(1) 保育園の運営等に関すること	9
(2)子ども・若者の居場所・各種相談に関すること	10
(3)学校運営等に関すること	11
(4)子どもスキップ・学童クラブ・放課後子ども教室に関すること	11
(5)学校開放に関すること	12
(6)区立幼稚園に関すること	12
(7)専修学校・各種学校に関すること	12
5. 区内施設の閉館やサービスの一部休止、イベントの中止・延期	12
(1) 地域区民ひろばに関すること	
(2)区民集会室、その他の集会施設等の利用に関すること	
(3)男女平等推進センター(エポック 10)に関すること	
(4)区立劇場、としま区民センターに関すること	
(5) 文化施設等について	14
(6)体育施設の休館に関すること	15
(7)区立図書館に関すること	16
(8) 公園の利用に関すること	
6. 窓口での手続き・申請など	
(1)土曜日・日曜日の窓口に関すること	17
(2) 各種届出に関すること	17
7. 豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部	17
(1)豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部に関すること	17

1. 新型コロナウイルス感染症の相談窓口や予防について

(1)区民の問い合わせに関すること

項目	内容	相談先・連絡先
健康面での相談	新型コロナウイルス感染が疑われ る症状があるため相談したい、等。	■帰国者・接触者電話相談センター 【豊島区】03-3987-4179 (平日午前9時~午後5時) 【東京都】03-5320-4592 (平日午後5時~翌朝9時、土日祝日 は終日) ■新型コロナウイルスに係る電話相 談窓口 ※日本語、英語、中国語、韓国語によ る相談 (午前9時~午後9時、土日祝日実施) 0570-550571 (ナビダイヤル) ※聴覚障害のある方などからの相談 FAX:03-5388-1396
緊急事態宣言に伴 う相談	東京都における緊急事態宣言に伴 う措置等に対する都民の方や事業 者の方の相談窓口	■東京都緊急事態措置相談センター 電話:03-5388-0567 (毎日午前9時から午後7時)
区民からの問い合 わせ全般 (上記に関することを除く)	上記を除く新型コロナウイルスに 関する質問・相談の全般的な窓口	■豊島区区民相談コールセンター 電話:03-4566-2466 (平日午前8時30分から午後5時) ※4月13日から開設

2. 区民のかたへ

(1)給付金に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
	・世帯主の収入が減少し、住民	
	税非課税水準となる、または、	■生活支援臨時給付金(仮称)
生活支援臨時給付	収入が大幅に減少(半減以上)	コールセンター
金(仮称)について	し、住民税非課税水準の2倍以	電話:03-5638-5855
(総務省)	下となる世帯が対象。	午前9時~午後6時
	・1 世帯あたり 30 万円	(土、日、祝日を除く)
	・給付開始日は未定	

(2) 仕事、手当、家計に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
新型コロナウィルス に関する労働相談	・賃金等の労働条件に関する相談 ・退職、解雇、労働条件引き下げ に関する相談	■東京都労働相談情報センター電話:0570-00-6110■東京労働局総合労働相談センター電話:03-3512-1608
新型コロナウィルス により失業・休業さ れた方への支援	緊急小口資金(特例貸付)総合支援資金(特例貸付)	■豊島区民社会福祉協議会 電話:03-6388-0055
就労支援・自立支援	・就労支援 ・ワークステップとしまの利用 ・自立支援センター豊島寮の紹介	■ くらし・しごと相談支援センター 電話:03-4566-2454 住所:豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎4F
雇用保険について	・雇用保険の説明、手続き	■ ハローワーク池袋 (サンシャイン庁舎) 電話:03-5958-8609 (自動音声案内部門コード:#1) 住所:豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン603F
家計に関すること	・住居確保給付金制度・各貸付の紹介、負債整理の弁護士相談対応、家計改善の助言等	■ くらし・しごと相談支援センター 電話:03-4566-2454 住所:豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎4F

(3)住民税等の徴収猶予を含めた納付相談に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
税金の納付相談	新型コロナウイルスに関する猶 予制度あり	■税務課整理G 電話:03-4566-2361・2362 ※住民税、軽自動車税など ■豊島税務署 電話:03-3984-2171 住所:豊島区西池袋3-33-22 ※所得税、法人税、相続税など ■東京都豊島都税事務所 電話:03-3981-1211 住所:豊島区西池袋1-17-1 ※固定資産税、事業税、自動車税など
国民健康保険料の 納付相談	収入が減少したこと等により納 付困難となった場合の相談	■国民健康保険課整理収納G ・特別整理G 電話:03-3981-1294・1295
後期高齢者医療保 険料の納付相談	収入が減少したこと等により納 付困難となった場合の相談	■高齢者医療年金課整理収納G 電話:03-3981-1459
介護保険料の納付 相談	収入が減少したこと等により納 付困難となった場合の相談	■介護保険課収納G 電話:03-3981-4715

(4) 高齢者の相談等に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
	区の IP にて、としまる体操や「新	
高齢者の介護予防	型コロナウイルス感染症」高齢者	■高齢者福祉課介護予防·認知症対策 G
に関すること	として気をつけたいポイント等を	電話 03-4566-2434
	公開中。	
	・相談窓口は、高齢者総合相談	【高齢者総合相談センター】
	センター(区内8カ所に設置)	菊かおる園 03-3576-2245
高齢者の相談に関	・現在、原則電話対応	東 部 03-5319-8703
すること	開設時間:月~金 8:30~18:30	中 央 03-5985-2850
	± 8:30~16:30	ふくろうの杜 03-5958-1208
	休 館 日:日・祝・年末年始	豊島区医師会 03-3986-3993

いけよんの郷 03-3986-0917
アトリエ村 03-5965-3415
西 部 03-3974-0065

(5)ひとり親に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
母子及び父子福祉資金に関すること	母子及び父子福祉資金(生活資金) 金)	■子育て支援課子ども家庭・女性相談 G 電話:03-3981-2119

(6) 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援に関すること

		■尚拉笙仕类叫出办。古短办「豆田部
学校等休業等対応 助成金について	新型コロナウィルス感染症による 小学校休業等対応助成金・支援金 (事業主向け)	■学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金・個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話:0120-60-3999

(7) 住宅に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
収入減による家賃 負担増に伴う転居 支援	①「賃貸保証機構」に紹介し、住 宅の確保を図る。 ②住居確保給付金制度 ③生活保護 ④都営住宅	■住宅課相談G(①) 電話:03-3981-2683 ■くらし・しごと相談支援センター(②) 電話:03-4566-2454 ■生活福祉課(③) 電話:03-3981-1826 ■西部生活福祉課(③) 電話:03-3917-5762 ■都営住宅募集センター(④) 電話:03-5467-9266

(8)消費生活相談に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
		【消費生活センター等の消費生活相
		談窓口】
キャンセル・解約料	 契約のキャンセル・解約に伴うキ	■豊島区消費生活センター
について	ヤンセル料の相談	区内在住・在勤・在学の方
		電話:03-3984-5515
		■東京都消費生活総合センター
		都内に在住・在勤・在学の方
		※土曜日も相談可
		電話:03-3235-1155
不審なメールや電	 特殊詐欺が疑われる場合の相談	■消費者ホットライン
話について	14 Well May Wells in Cash II as II IIV	※土・日・祝日も相談可
		全国共通の消費者相談ダイヤル
		局番なしの「188」

(9) がん検診に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
豊島区のがん検診に関すること	・当面の間休止・緊急事態宣言終了後の再開については区HP等で案内	■豊島区地域保健課保健事業 G 電話:03-3987-4660

3. 事業者のかたへ

(1)給付金に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
持続化給付金につ いて (経済産業省)	・フリーランスを含む個人事業主に最大 100 万円、資本金 10 億円以下の中小企業に最大 200 万円の現金を支給。 ・売り上げが前年同月比 50%以上減少している者が対象。	■中小企業庁金融・給付金相談窓口 電話:0570-783183 平日・休日午前9時〜午後5時

感染拡大防止協力 金について (東京都)

- ・緊急事態措置期間中、都の要請 や協力依頼に応じていただける事 業者への協力金。
- ・都内に事業所がある中小事業者
- ・1事業者50万円。ただし、2店舗以上有する場合、100万円)
- ■東京都緊急事態措置相談センター

電話:03-5388-0567

(平日午前9時から午後5時)

(2)融資、小規模事業者への持続化補助に関すること

項目	関事業者への持続化補助に関するこ 内容	
・豊島区の融資を 受けたい。・その他融資の相 談	・豊島区の融資あっせんの受付 ・国や東京都の融資の紹介、説明 ※詳細説明や申込は政策金融公庫 や東京都で行います。 ・セーフティーネット保証認定 →4号、5号、危機関連保証等	相談先・連絡先 ■豊島区ビジネスサポートセンター 電話: 03-5992-7022 住所: 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区庁舎 7F
国の融資を受けたい。	①新型コロナウィルス感染症特別 給付 ②マル経融資金利引下げ ③特別利子補給制度 ④危機対応融資	・①②③について ■日本政策金融公庫 相談ダイヤル (平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 池袋支店 03-3983-2131 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル9・10F ・④について ■商工中金 相談ダイヤル0120-542-711
東京都の融資を受けたい。	都制度融資について	■東京都 産業労働局金融部金融課 電話:03-5320-4877 住所:新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19F北側 都制度融資取扱金融機関

小規模事業者への 持続化補助	小規模事業者持続化補助金 →小規模事業者への販路開拓等の ための取組を支援。 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた証明書が必要な場合 は、豊島ビジネスサポートセンタ ーまで問合せ	■全国商工会連合会 電話:03-6670-2540 ■日本商工会議所 電話:03-6447-2389 ■豊島区ビジネスサポートセンター 電話:03-5992-7022 住所:豊島区南池袋 2-45-1 豊島区庁舎 7F
-------------------	--	--

(3) 事業所の消毒に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
事業所における消 毒について	事業所の従業者が、新型コロナウ イルス陽性となった場合、どのよ うに消毒を実施したらよいか。	■公益社団法人 東京都ペストコントロール協会 電話:03-3254-0014

4. 区立小中学校・保育所等における対応

(1)保育園の運営等に関すること

(1) 休月園の連呂寺に関りること		
項目	内容	相談先・連絡先
		■保育課各G
		・区立保育園について
	5月6日まで臨時休園	公立運営G:03-3981-2028
収を国の運営につ	・世帯全員が医療従事者、警察、	・私立保育園について
保育園の運営について	消防その他社会の機能維持に必要	私立保育所G:03-3981-1823
0, 0	な職種等に限り、代替措置として	・地域型保育事業について
	応急保育を実施	地域型保育事業G:03-3981-1961
		・保育料について
		入園G:03-3981-2140
 保育園の入園・在園	 保育園入園、在園等に関する各種	■保育課入園 G
等について	相談	電話:03-3981-2140
 保育の受け入れ等	認証保育料負担軽減補助・認可外	■保育課私立保育所 G
について	等の施設等利用費の支給(無償化	電話: 03-3981-1823
,= 3 0	の支給)に関する相談	-514 · 00 0001 1020

保育園の行事の開
催等について

開 保育園で実施する各種行事の開 催状況に関すること

■保育課公立運営G

電話:03-3981-2028

(2) 子ども・若者の居場所・各種相談に関すること

項目	日の店場別・各種相談に関すること 内容	ーニーニー 相談先・連絡先
東西子ども家庭支援センターについて		■東西子ども家庭支援センター 東部 C: 03-5980-5275 西部 C: 03-5966-3131
訪問相談について	5月6日まで休止 ※電話、メールでの相談は通常ど おり実施	■東西子ども家庭支援センター 東部 C: 03-5980-5275 西部 C: 03-5966-3131
プレーパークにつ いて	5月6日まで休園	■子ども若者課地域支援G 電話:03-3981-2187
子ども食堂について	・地域の大人が、子どもに無料や 安価で食事を提供し、安心して 過ごせる居場所を提供。 →開催状況は、区ホームページで 随時お知らせ。 →利用の際は、各子ども食堂に お問い合わせください。	■子ども若者課地域支援 G 電話: 03-3981-2187 ■各子ども食堂 (区 HP、子ども食堂リーフレット参照)
中高生センター ジャンプについて	・5月6日まで休園 ・電話やメールでの相談対応は実 施。(祝日除く午前10時から午 後6時)	■ジャンプ東池袋 電話: 03-3971-4931 メールアドレス: A0019604@city. toshima. lg. jp ■ジャンプ長崎 電話: 03-3972-0035 メールアドレス: A0029403@city. toshima. lg. jp 午前 10 時から午後 6 時まで (祝日を除く毎日)

子ども・若者の心配 事について	・子ども若者総合相談「アシスと しま」 ※相談は無料。秘密厳守 ※ご本人(ご自身のこと)だけで なく、ご家族、お友達、恋人、 知人、同僚の方からの相談も可。	■アシスとしま 電話:03-4566-2476 (直通) メール: A0017309901@city.toshima.tokyo. jp 月曜日から金曜日の午前8時30分 から午後5時15分
教育相談について	・5月6日まで休止 ※電話での相談対応は実施。 (土・日・祝日を除く午前9時 ~12時、午後1時~午後5時)	■教育センター 教育相談グループ 電話: 03-3983-0094 (電話相談専用)

(3) 学校運営等に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
学校運営について	・5月6日まで臨時休業 ※出席を必ずしも必要としない連 絡日を各学年1回実施。	■庶務課庶務G 電話:03-3981-1141 内線:2771
授業の実施方法・内容等について	連絡日の内容・実施方法	■指導課指導主事 G 電話: 03-3981-1146 内線: 2795
給食について	・休止 ※再開については区のHP等でお 知らせします。	■学務課保健給食G 電話:03-3981-1176 内線:2783

(4)子どもスキップ・学童クラブ・放課後子ども教室に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
学童クラブについ て	・5月6日まで休止 ※医療従事者等を対象と する応急利用を実施。	■放課後対策課児童支援 G (子どもスキップ・学童クラブ担当) 電話:03-3981-1058
子どもスキップー 般利用について	・休止 ※再開については区のHP等でお 知らせします。	■放課後対策課児童支援 G (子どもスキップ・学童クラブ担当) 電話:03-3981-1058
放課後子ども教室について	・休止 ※再開については区のHP等でお 知らせします。	■放課後対策課児童支援G (放課後子ども教室担当) 電話:03-3981-1178

(5) 学校開放に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
	・休止	■放課後対策課学校開放G
団体開放について	※再開については区のHP等	電話:03-3981-1335
	でお知らせします。	内線: 2774
個人開放(児童の遊び	・休止	■放課後対策課学校開放G
場開放)について	※再開については区のHP等	電話:03-3981-1335
(小学校のみ)	でお知らせします。	内線: 2774

(6) 区立幼稚園に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
区立幼稚園について	・休園 ※社会機能維持に必要な職種 等(医療、警察、消防その他) に従事する保護者は、個別対応 の上、受け入れを実施。	■学務課学事グループ 電話:03-3981-1174

(7) 専修学校・各種学校に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
区内専修学校・各種学 校への対応について	区が管轄する区内専修学校及 び各種学校には、文部科学省通 達に基づき、通知等による指導 を適宜実施しています。	■学習・スポーツ課管理G 電話:03-4566-2761(直通) FAX:03-3981-1577

5. 区内施設の閉館やサービスの一部休止、イベントの中止・延期

(1)地域区民ひろばに関すること

項目	内容	相談先・連絡先
地域区民ひろばについて	5月6日まで休館 ※併設の区民集会室、夜間貸室も 休止	■地域区民ひろば課 電話:03-3981-1479

(2) 区民集会室、その他の集会施設等の利用に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
区民集会室の利用 全般について	・5月6日まで全館休館 ・予約キャンセル ・使用料の還付	■区民活動推進課地域振興G 電話:03-3981-0479

	T	T
 地域活動交流セン		■地域活動交流センター
ターの利用につい	5月6日まで休館	電話:03-6907-3110
7		住所:豊島区西池袋 2-37-4
		(としま産業振興プラザ4階)
		■西部区民事務所地域振興G
 東部·西部区民事務	- 5月6日まで休止	電話:03-4566-4022
所会議室の利用に	(会議室・グラウンド)	住所:豊島区千早 2-39-16
ついて	、五臓エークラク・/ ・使用料の還付	■東部区民事務所地域振興G
	[文/1]4号 V/] [2]	電話:03-3915-2334
		住所:豊島区北大塚 1-15-10
としま産業振興プ	│ ・5月6日まで全館休館	■としま産業振興プラザ (IKE・Biz)
ラザ (IKE・Biz) の	・使用料の還付	電話:03-3980-3131
利用について	文而4400速19	住所: 豊島区西池袋 2 - 37-4
千早地域文化創造		■学習・スポーツ課生涯学習G
館多目的ホールに	5月6日まで休館	電話:03-4566-2762 (直通)
ついて		FAX: 03-3981-1577
		■駒込地域文化創造館
		電話:03-3940-2400
		住所:豊島区駒込 2-2-2
	5月6日まで休館	■巣鴨地域文化創造館
		電話:03-3576-2637
		住所:豊島区巣鴨 4-15-11
 地域文化創造館に		■南大塚地域文化創造館
		電話:03-3946-4301
ついて		住所: 豊島区南大塚 2-36-1
		■雑司が谷地域文化創造館
		住所:豊島区雑司が谷 3-1-7
		電話:03-3590-1253
		■千早地域文化創造館
		電話:03-3974-1335
		住所:豊島区千早 2-35-12
みらい館大明につ いて	5月6日まで休館	■みらい館大明
		住所:豊島区池袋 3-30-8
		電話:03-3986-7186(FAX 兼用)
		HP: http://www.toshima.ne.jp/~taimei/

(3) 男女平等推進センター (エポック 10) に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
男女平等推進セン ター (エポック 10) について	 5月6日までサービスの一部を休止。ただし、以下のサービスは利用可能 ・一般相談および専門相談 (ただし4月17日と4月28日の専門相談を除く) ・授乳室の利用 	■豊島区男女平等推進センター 電話:03-5952-9501 ■相談窓口 電話:03-3980-7830
ドメスティック・バ イオレンス (DV) に ついて	DV 専用電話による相談・来所面談 による相談(女性の方にのみ対応)	■配偶者暴力相談支援センター 電話:03-6872-5250

(4)区立劇場、としま区民センターに関すること

(十/ 匹亞斯多	、こしよ区氏センメーに関すること	
項目	内容	相談先・連絡先
区立劇場について	5月6日まで休館	■あうるすぽっと 電話:03-5391-0751 住所:豊島区東池袋 4-5-2 ■東京建物 Brillia HALL 電話:03-5924-6611 住所:豊島区東池袋 1-19-1 ■池袋西口公園野外劇場 電話:03-6912-5211 住所:豊島区西池袋 1-8-26
としま区民セン ターについて	・5月6日まで休館 ・使用料の還付について	■としま区民センター 電話: 03-6912-7900 住所: 豊島区東池袋 1-20-10

(5) 文化施設等について

項目	内容	相談先・連絡先
文化施設の休館の状況について	5月6日まで休館	■熊谷守一美術館 電話:03-3957-3779 住所:豊島区千早2-27-6 HP:http://kumagai-morikazu.jp/ ■郷土資料館 電話:03-3980-2351 住所:豊島区西池袋2-37-4 としま

		産業振興プラザ (IKE・Biz) 7階 ■雑司が谷旧宣教師館 電話:03-3985-4081 住所:豊島区雑司が谷1-25-5 ■鈴木信太郎記念館 電話:03-5950-1737 住所:豊島区東池袋5-52-3
豊島区観光協会 (観光情報セン ター)について	5月6日まで休館	■(一社) 豊島区観光協会 電話: 03-3981-5849 ■文化観光課観光企画 G 電話: 03-3981-4623
トキワ荘マンガ ミュージアム	開館を延期(開館日未定)	■文化観光課トキワ荘マンガミュー ジアムG 電話: 03-5992-7018
トキワ荘通りお休み処	5月6日まで休館	■文化観光課トキワ荘マンガミュージアムG 電話:03-5992-7018 ■トキワ荘通りお休み処電話:03-6674-2518
雑司が谷案内処	5月6日まで休館	■雑司が谷地域文化創造館 電話:03-3590-1253

(6)体育施設の休館に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
施設の利用について	5月6日まで休館	■学習・スポーツ課スポーツ推進G 電話:03-4566-2764
施設で実施して いる事業につい て	5月6日まで休止	■豊島体育館 電話:03-3973-1701 住所:豊島区要町3-47-8 ■巣鴨体育館 電話:03-3918-7101 住所:豊島区巣鴨3-8-7 ■雑司が谷体育館 住所:豊島区雑司が谷3-1-7 電話:03-3590-1252

	- 11.42 - 10 L
	■池袋スポーツセンター
	電話:03-5974-7262
	住所:豊島区上池袋 2-5-1
	■総合体育場
	電話:03-3971-0094
	住所:豊島区東池袋 4-41-30
	■西巣鴨体育場
	電話:03-3971-0094(総合体育場)
	住所:豊島区西巣鴨 4-22-19
	■荒川野球場
	電話:03-3971-0094(総合体育場)
	住所:板橋区新河岸3丁目
	■南長崎スポーツセンター
	電話:03-5988-9270
	住所:豊島区南長崎 4-13-5
	■三芳グランド
	電話:049-259-9397
	住所:埼玉県入間郡三芳町上富 382-1

(7)区立図書館に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
区内の図書館の 開館について	・5月6日まで全館休館(雑司が谷図 書貸出コーナーを含む) ・点字図書館(ひかり文庫)は来館不 可。資料の貸出・返却・リクエス トは通常通り実施。	■豊島区立中央図書館 電話:03-3983-7861
借りた本の返却 について	・図書館各館のブックポストは利用 可能だが、開館後の返却を推奨。 ・返却期限は自動延長	■豊島区立中央図書館 電話:03-3983-7861

(8) 公園の利用に関すること

項目	内 容	相談先・連絡先
公園の利用について	・南池袋公園およびふるさと千川ひろばは全面休園・その他、施設を部分的に閉鎖している公園あり	■公園緑地課公園管理G 電話:03-3981-0534
目白庭園の利用について	・目白庭園は通常通り開園 ・赤鳥庵は5月6日まで休館	目白庭園管理事務所 電話:03-5996-4810

6. 窓口での手続き・申請など

(1) 土曜日・日曜日の窓口に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
土曜日・日曜日 の窓口の運営つ いて	・緊急事態宣言終了までの間、本庁 舎3階および4階の土日窓口業 務を休止	■総合窓口課管理G 電話:03-4566-2331

(2)各種届出に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
婚姻届等の届出について	郵送での届出が可能	■総合窓口課戸籍 G 電話:03-3981-4737

7. 豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部

(1) 豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部に関すること

項目	内容	相談先・連絡先
豊島区新型コロナ ウイルス感染症対 策本部について	・3月26日設置 ・決定事項は区HPで公開	■豊島区総務部 防災危機管理課危機管理G 電話:03-3981-1467